

非常事態の期間延長

令和2年4月15日

- 当地議会は4月15日、公式サイトにおいてビシュケク市、オシュ市、ジャララバード市、オシュ州ノーカット地区及びカラスー地区、ジャララバード州スザク地区に対し、現在導入されている非常事態を4月30日まで延期するとともに、本日からナリン市及びナリン州アトバシ地区を対象地域として追加する旨の大統領令を承認したと発表しました。
- また、当地報道によれば、ビシュケク市対策本部は外出禁止時間を午後9時から翌朝6時までとし、2時間短縮する（今までは午後8時から翌朝7時まで）と発表しました。
- なお、これまで通り外出禁止時間以外であっても、食料品店、薬局、病院以外の場所へ外出することが規制され、同所へ赴く際も身分証明書の携帯と「ルート・シート（※1）」に必要事項を記載の上、携帯することが求められています。車両による移動規制も継続していますので、不要不急の外出は避けるよう十分注意してください。
- さらに、当地報道によれば、一部住民（日雇い労働者等）の生活困窮による社会不安定化が懸念されているところ、食料品、飲料水、その他生活必需品等の備蓄にもご留意ください。

【※1】

外出予定書。キルギス政府コロナ対策本部作成の「ルート・シート」に、英語表記を加えたものを当館HPに掲載。下記リンクからアクセスの上、印刷した後、必要事項を記載してご使用ください。

<https://www.kg.emb-japan.go.jp/files/100029045.pdf>